

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊生環第264号

令和4年3月28日

銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定による申出制度の適正な運用について（通達）

見出しのことについては、「銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定による申出制度の適正な運用について（通達）」（平成31年3月25日付け熊生環第261号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）の施行に伴い、別添警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定による申出制度の適正な運用について（通達）」（令和4年3月3日付け警察庁丁保発第57号）に基づいて実施することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定による申出制度の適正な運用について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。